ニュースレター
2023 年 3 月号
第 113 号

Legal Networks

社会保険労務士法人リーガルネットワークスが毎月発信するニュースレターです。

令和５年度の健康保険料率・介護保険料率（全国健康保険協会）と雇用保険料率が変更になります

令和５年２月全国健康保険協会は令和５年度の健康保険料率及び介護保険料率を、厚生労働省は雇用保険料率をそれぞれ公表いたしました。今月のニュースレターではそれぞれの料率の変更点についてご案内いたします。

■ 令和５年度の都道府県別保険料率について

全国健康保険協会（協会けんぽ）は、令和５年度の健康保険料率及び介護保険料率を発表いたしました。

協会けんぽの都道府県別の料率については、都道府県ごとに２年度前の１人当たりの医療費実績などをもとに決定します。令和４年度の料率については令和２年度の医療費の実績が反映されており、新型コロナウイルス感染拡大による「受診控え」による影響により、都市部を中心に料率が低くなっていましたが、令和３年度は一転して受診控えが減少したことにより都市部の医療費が上昇したとみられています。

■ 都市部で前年度比増の傾向に

令和５年度の都道府県別保険料率については、都市部で前年度と比較して増加傾向にあります。**東京では現在の 9.81%から 0.19%増の 10.00%**となり、最も料率が増加しています。
その他、**千葉が前年度比 0.11%増の 9.87%、埼玉も同様に 0.11%増の 9.82%、神奈川は 0.17%増の 10.02%となります。**このように都市部が前年度比増となる一方で、北海道、東北６県、四国４県、福岡を除く九州６県などは前年度比減となっています。

なお、最も料率が高くなるのは佐賀の 10.51%となり、最も料率の低い新潟（9.33%）との差は 1.18%で、前年度の 1.49%から縮小しています。最高と最低の差が１%を超えるのは平成 31 年度から５年度連続となっています。
また、前年度比で最も料率が減少するのは佐賀で 0.49%減となり、続いて鹿児島が 0.39%減、宮崎が 0.38%減となります。最も料率が増加するのは前述の通り東京で、0.19%増となっています。

■ 介護保険料率も引き上げに

介護保険料率も引き上げとなり 40 歳から 64 歳までの方（介護保険第２号被保険者）は、**健康保険料率に 1.82%の全国一律の介護保険料率（現行 1.64%）が加わります。**

これら保険料率の変更の適用時期は**３月分（４月納付分）からの適用**となります。

参考 URL：全国健康保険協会『令和５年度保険料額表（令和５年３月分から）』
https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g7/cat330/sb3150/r05/r5ryougakuhyou3gatukara/
『令和５年度の協会けんぽの保険料率』
https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g7/cat330/sb3130/r5/230206/

（裏面につづきます）

Copyright© 2022　Legal Networks

■ 令和５年度の雇用保険料率が公表されました

先月のニュースレターでも労働政策審議会の部会が、今年４月から失業等給付分の雇用保険料率を 0.2%引き上げることを了承し、引上げ後の雇用保険料率が 1.55%となることをお伝えいたしましたが、２月２日厚生労働省は、「令和５年度の雇用保険料率」のご案内として、リーフレットを公表しました。

■ 令和５年度の雇用保険料率について

令和５年度の雇用保険料率は以下の通りとなり、全業種で0.2%増加、労働者負担分は0.1%増加となります。

●令和5年4月1日～令和6年3月31日まで

・一般の事業・・・15.5/1000（うち労働者負担 6/1000・事業主負担 9.5/1000）

・農林水産業等・・・17.5/1000（うち労働者負担 7/1000・事業主負担 10.5/1000）

・建設業・・・18.5/1000（うち労働者負担 7/1000・事業主負担11.5/1000）

＜令和５年度の雇用保険料率＞

（赤字は変更部分）

負担者／事業の種類	① 労働者負担（失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ）	② 事業主負担	失業等給付・育児休業給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	①＋② 雇用保険料率
一般の事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
（令和４年10月～）	5/1,000	8,5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
※ 農林水産・清酒製造の事業	7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
（令和４年10月～）	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業	7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000
（令和４年10月～）	6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000

（枠内の下段は令和４年10月～令和５年３月の雇用保険料率）

※.厚生労働省『令和５年度雇用保険料率のご案内』より

参考 URL：厚生労働省『令和５年度雇用保険料率のご案内』
https://www.mhlw.go.jp/content/001050206.pdf

◆3 月の労務スケジュール
～3/31 ２ 月分社会保険料納付
～3/10 ２ 月分源泉徴収税額・住民税額の納付

Legal Networks CORPORATION

編集担当：奥田
編集責任者：勝山

社会保険労務士法人
リーガルネットワークス
〒160−0022
東京都新宿区新宿1-34-13　第一貝塚ビル302号
TEL：
03−6709−8919

Copyright© 2022　Legal Networks